

新潟市食と花の銘産品推進委員会設置要領

(目的)

第1条 新潟市食と花の銘産品事業実施要領第4条により新潟市食と花の銘産品推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次の事項の協議を行う。

- (1) 食と花の銘産品の選定に関する事
- (2) 食と花の銘産品のブランド化推進に関する事
- (3) 食と花の銘産品事業に関する事業評価に関する事
- (4) その他推進委員会が必要と認める事

(構成)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関・団体の役員又は職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年間とする。

(運営等)

第5条 推進委員会を運営するために委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会を招集し会議を主宰する。
- 4 推進委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、新潟市食と花の推進課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他、推進委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。